

平成20年度 第1回 宮前区区民会議

平成20年5月23日(金)

宮前区役所 大会議室

次 第

委嘱状交付

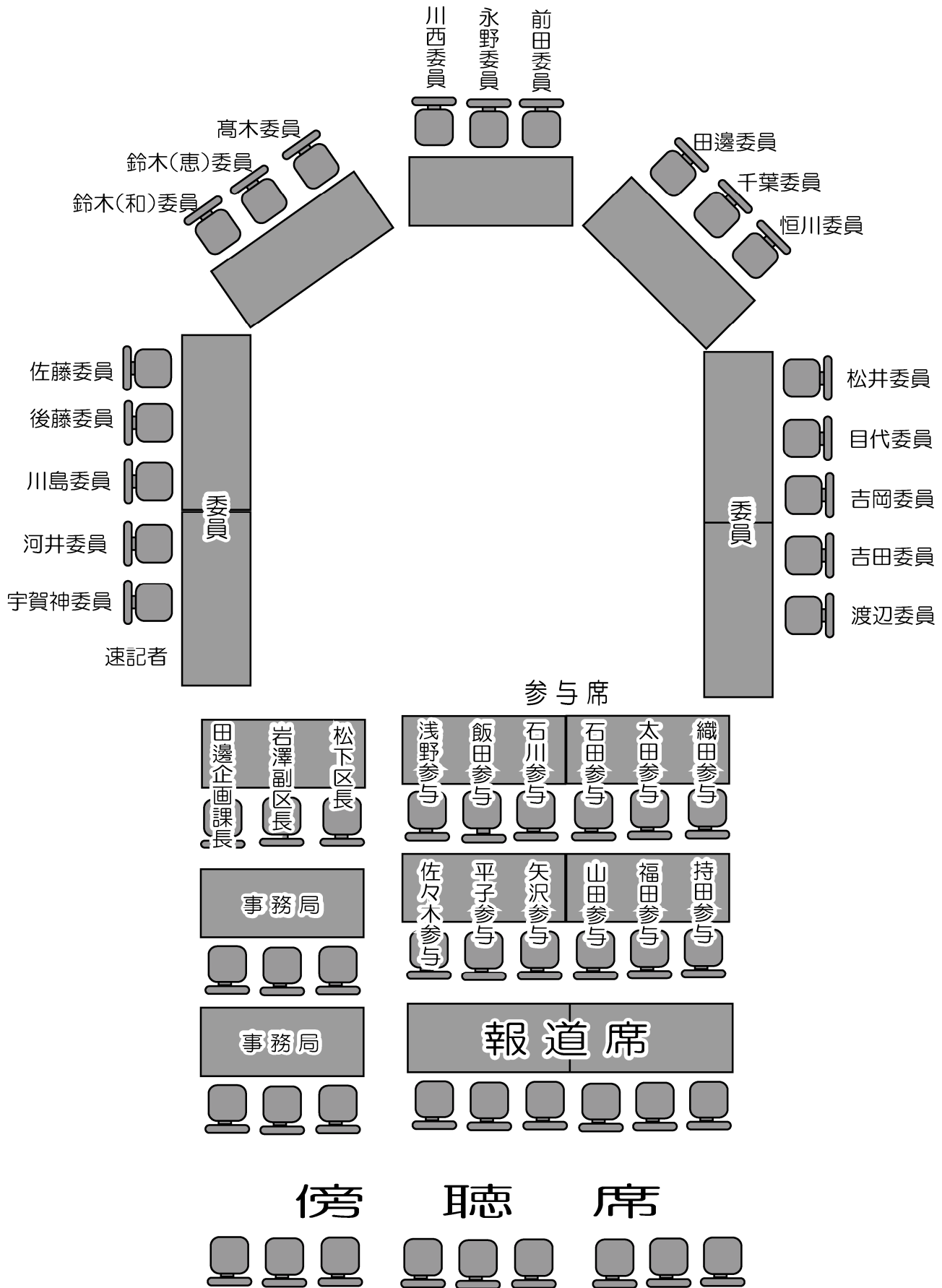
- 1 開会挨拶
- 2 出席者紹介
- 3 第2期宮前区区民会議委員の構成
- 4 正副委員長の選出
- 5 議 事
 - (1) 第2期宮前区区民会議の進め方について
 - (2) 審議課題の選定等について
 - (3) 第1期宮前区区民会議からの提案に対する取組状況について
- 6 その他

配布資料

- 別紙1 座席表
- 別紙2 宮前区区民会議委員・参与名簿
- 別紙3 第2期宮前区区民会議委員構成
- 別紙4 川崎市区民会議諸規程体系図

- 資料1 宮前区区民会議の枠組み
- 資料2 審議課題選定の考え方
- 資料3 宮前区における地域の課題一覧
- 資料4 第2期宮前区区民会議 審議課題の絞込み
- 資料5 第1期宮前区区民会議からの提案に対する取組状況
- 資料6 平成20年度宮前区協働推進事業計画及び宮前区・区の課題解決に向けた取組
- 資料7 区行政改革の実行計画書について

平成20年度 第1回宮前区区民会議座席表



【第2期宮前区区民会議委員】

| | 氏名 | 選出区分 | 分野 | 団体名等 |
|----|---------------------|------|------------|---|
| 1 | ながの まさる 永野 勝 | 団体推薦 | 防災・地域交通 | 宮前区安全・安心まちづくり推進協議会 |
| 2 | たなべ やすあき 田邊 保昭 | 団体推薦 | 福祉・健康 | 宮前区社会福祉協議会 |
| 3 | よしだ こうたろう 吉田 亨太郎 | 団体推薦 | | 宮前区老人クラブ連合会 |
| 4 | かわにし かずこ 川西 和子 | 団体推薦 | 子育て・教育 | 宮前区地域教育会議 |
| 5 | ごとう ひとみ 後藤 ひとみ | 団体推薦 | | 宮前区こども支援関係者連絡会 |
| 6 | かわい あきこ 河井 明子 | 団体推薦 | 自然・生活環境 | グリーンフォーラム 21 世話人会 |
| 7 | かわしま よししげ 川島 芳茂 | 団体推薦 | 産業・まちの活力 | 宮前区商店街連合会 |
| 8 | すずき かずこ 鈴木 和子 | 団体推薦 | 文化・観光 | 宮前区観光協会 |
| 9 | ふくもと たかし 福本 尚 | 団体推薦 | 地域組織・まちづくり | 宮前区全町内会・自治会連合会（宮前地区） |
| 10 | よしおか きよし 吉岡 清 | 団体推薦 | | 宮前区全町内会・自治会連合会（向丘地区） |
| 11 | まつい りゅういち 松井 隆一 | 団体推薦 | 地域特性 | 宮前区まちづくり協議会 |
| 12 | さとう としえ 佐藤 利枝 | 公 募 | | |
| 13 | つねかわ やすお 恒川 康夫 | 公 募 | | |
| 14 | うがじん やすし 宇賀神 泰志 | 区長推薦 | | 第1期区民会議 明日のコミュニティ部会長 （宮前区自主防災連絡協議会） |
| 15 | すずき けいこ 鈴木 恵子 | 区長推薦 | | 第1期区民会議 高齢者福祉部会長 （在宅介護支援ボランティアグループ すずの会） |
| 16 | たかぎ かずひろ 髙木 一弘 | 区長推薦 | | 飛森谷戸の自然を守る会 |
| 17 | ちば まさゆき 千葉 将行 | 区長推薦 | | (株)フューチャーリンクネットワーク |
| 18 | まえだ まさこ 前田 正子 | 区長推薦 | | (財)横浜市国際交流協会 |
| 19 | もくだい ゆみこ 目代 由美子 | 区長推薦 | | 第1期区民会議 子ども部会長 （宮前区民生委員・児童委員協議会） |
| 20 | わたなべ よしお 渡辺 良雄 | 区長推薦 | | 第1期区民会議 地域防災部会長 （宮前区全町内会・自治会連合会（向丘地区）） |

【宮前区区民会議参与】

川崎市議会議員

| | 氏名 | 会派 |
|----|---------|--------|
| 1 | 浅野 文直 | 自民党 |
| 2 | 飯田 満 | 民主党 |
| 3 | 石川 建二 | 共産党 |
| 4 | 石田 康博 | 自民党 |
| 5 | 太田 公子 | 民主党 |
| 6 | 織田 勝久 | 民主党 |
| 7 | 佐々木 由美子 | 神奈川ネット |
| 8 | 平子 瀧夫 | 公明党 |
| 9 | 矢沢 博孝 | 自民党 |
| 10 | 山田 晴彦 | 公明党 |

神奈川県議会議員

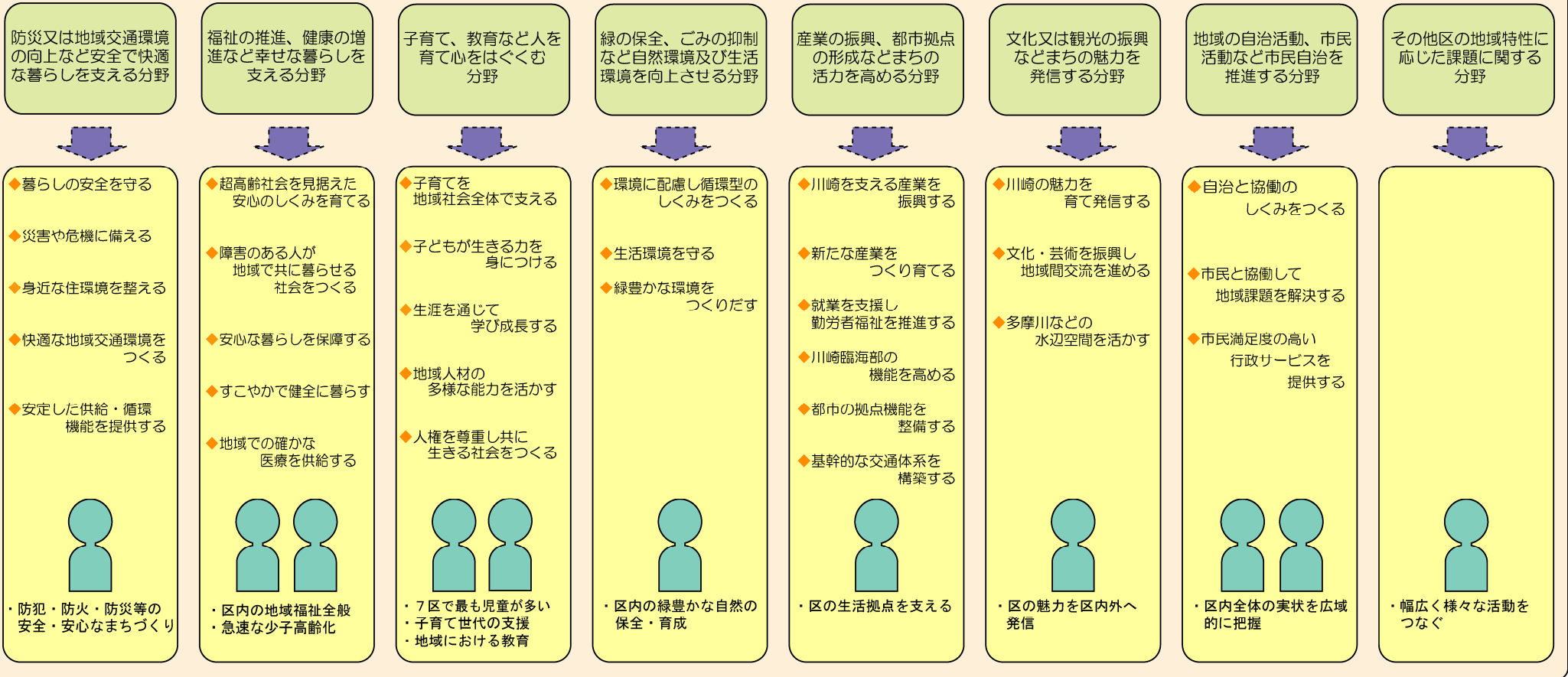
| | 氏名 | 会派 |
|---|-------|-------------|
| 1 | 福田 紀彦 | 民主党・かながわクラブ |
| 2 | 持田 文男 | 自民党 |

委員選考の基本的な考え方

- ・課題解決の担い手としての活動実績のある個人・団体
- ・宮前区のまちづくりに意欲と熱意のある個人・団体

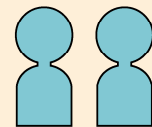
第2期宮前区区民会議委員構成

団体推薦（11名） 規則で定める8分野の中からそれぞれ選定



公募（2名）

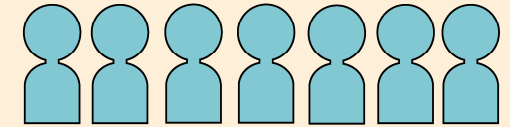
「宮前区区民会議公募委員選考委員会」を設置し、委員を選考



- 1 委員構成 区役所職員
- 2 公募基準 応募資格、応募方法 等
- 3 選考基準 評価項目、評価点 等

区長推薦（7名）

性別、世代、地域バランスなど、様々な視点に配慮しながら選任



8つの活動分野を横断的につないでいく視点や、区の課題を総合的に捉えていく視点から選任

川崎市区民会議諸規程体系図

平成16年12月16日 川崎市議会にて議決（平成17年4月1日施行）

川崎市自治基本条例

市民と自治体、自治体と国等との関係などを明確にし、地域の課題を地域で解決できるような区及び区役所の方向性を示すなど、市政運営の基本的なルールを定めるもの

第22条区民会議

平成18年3月20日 川崎市議会にて議決（平成18年4月1日施行）

区民会議条例

区民会議を設置するために必要な各区に共通する基本的な事項を定めるもの



川崎市長が定めるもの（平成18年4月1日施行）

区民会議条例
施行規則

条例で定めるもののほか、各区に共通する区民会議の組織に関し必要な事項を定めるもの（活動分野、専門部会等に関するもの）



区民会議が定めるもの

宮前区区民会議
運営要領

宮前区区民会議の運営に関し必要な事項を定めるもの（会議の開催回数、開催時期等に関するもの）



宮前区長が定めるもの

宮前区区民会議要綱

（平成18年4月1日施行）

条例及び規則で定めるもののほか、宮前区区民会議の組織に関し必要な事項を定めるもの（審議課題の選定、推薦団体の選出、区長推薦等に関するもの）

宮前区区民会議
委員公募要領

区民会議委員の公募に関し必要な事項を定めるもの（公募委員数、応募資格、応募方法等に関するもの）

川崎市自治基本条例

平成16年12月22日

条例第60号

私たちのまち川崎市は、多摩川や多摩丘陵の自然に恵まれ、我が国産業を支える拠点を擁した多様な顔を持つ都市として、公害や急速な都市化の進行への対応など、高度成長期の大都市が抱えた課題の克服に、全市民の英知を結集しながらその歩みを進めてきました。

今、成長と拡大を基調としてきた社会の仕組みや制度の再構築が求められ、少子高齢社会への対応や地球環境への配慮が求められる中で、改めて暮らしやすい地域社会とは何か、自治とは何か、市民と自治体の関係や自治体と国の関係はどうあるべきかが問われています。

私たち市民は、私たち自身が、このような地域社会の抱える課題を解決する主体であることを改めて確認するとともに、信託した市政が、私たちの意思を反映して行われるよう、その運営に主体的に参加し、また、国や神奈川県と対等な立場で相互協力の関係に立って、自律的運営を図り、自治体としての自立を確保する必要があります。

こうした市民自治の基本理念を確認し、情報共有、参加及び協働を自治運営の基本原則として、行政運営、区の在り方、自治に関する制度等の基本を定め、市民自治を確立するため、ここに川崎市自治基本条例を制定します。

そして、私たち市民は、人類共通の願いである恒久平和と持続可能な社会が広く世界に築かれることを希求し、川崎市民としての誇りを持ち、一人ひとりの人権が尊重される「活力とうるおいのある市民都市・川崎」の創造を目指します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市における自治の基本理念と自治運営の基本原則を確認し、自治運営を担う主体である市民、議会及び市長その他の執行機関(以下「市長等」といいます。)の役割、責務等を明らかにするとともに、行政運営、区の在り方、自治運営の基本原則に基づく制度等本市の自治の基本を定めることにより、市民自治を確立することを目的とします。

(位置付け等)

第2条 この条例は、本市の自治の基本を定める最高規範であり、市は、自治運営に関する他の条例、規則等の制定改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図ります。

2 市民及び議員、市長その他の市の公務員は、この条例に定められたそれぞれの役割、責務等に従い、本市の自治運営を担っていきます。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

(1) 市民 本市の区域内に住所を有する人、本市の区域内で働き、若しくは学ぶ人又は本市の区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。

(2) 参加 市民が、暮らしやすい地域社会をつくるために、市政に主体的にかかわり、行動することをいいます。

- (3) 協働 市民及び市が、共通の目的を実現するために、それぞれの役割と責任の下で、相互の立場を尊重し、対等な関係に立って協力することをいいます。

(基本理念)

第4条 市民及び市は、次に掲げることを基本理念として市民自治の確立を目指します。

- (1) 市民は、地域社会の課題を自ら解決していくことを基本として、その総意によって市を設立し、地域社会における自治の一部を信託していること。
- (2) 市民は、その信託に基づく市政に自ら主体的にかかわることにより、個人の尊厳と自由が尊重され、市民の福祉が実現される地域社会の創造を目指すこと。
- (3) 市は、国及び神奈川県と対等な立場で相互協力の関係に基づいた自律的運営を図り、自治体としての自立を確保すること。

(自治運営の基本原則)

第5条 市民及び市は、次に掲げる原則に基づき、自治運営を行います。

- (1) 情報共有の原則 市政に関する情報を共有すること。
 - (2) 参加の原則 市民の参加の下で市政が行われること。
 - (3) 協働の原則 暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう協働を行うこと。
- 2 市は、参加又は協働による自治運営に当たっては、参加又は協働をしないことによって、市民が特別の不利益を受けることのないようにします。

第2章 自治運営を担う主体の役割、責務等

第1節 市民

(市民の権利)

第6条 市民は、すべて人として尊重され、平和で良好な環境の下で、自らの生命、自由及び幸福追求に対する権利が保障され、自己実現を図ることができるほか、自治運営のために、次に掲げることができます。

- (1) 市政に関する情報を知ること。
- (2) 政策の形成、執行及び評価の過程に参加すること。
- (3) 市政に対する意見を表明し、提案をすること。
- (4) 行政サービスを受けること。

(市民の責務)

第7条 市民は、自治運営において、次に掲げることを行うものとします。

- (1) 互いの自由と人格を尊重し合うこと。
- (2) 参加及び協働に当たり、自らの発言と行動に責任を持つこと。
- (3) 次の世代に配慮し、持続可能な地域社会を築くよう努めること。
- (4) 市政の運営に伴う負担を分担すること。

(事業者の社会的責任)

第8条 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとします。

(コミュニティの尊重等)

第9条 市民は、暮らしやすい地域社会を築くために、コミュニティ(居住地、関心又は目的を共にすることで形成されるつながり、組織等をいいます。以下同じ。)をそれぞれの自由意思に基づいて形成することができます。

2 市民及び市は、暮らしやすい地域社会の担い手であるコミュニティの役割を尊重するものとします。

3 市は、コミュニティの自主性及び自律性を尊重しながら、コミュニティにかかわる施策を推進します。

第2節 議会

(議会の設置)

第10条 市に、議事機関として、選挙によって選ばれた議員で構成される議会を設置します。

(議会の権限及び責務)

第11条 議会は、市の重要な意思決定、市の事務に関する監視、政策の立案等を行います。

2 議会は、前項の権限を行使するに当たり、市民の意思が適切に反映されるよう必要かつ十分な会議を行うとともに、議会活動について市民との情報の共有化を図り、開かれた議会運営に努めます。

(議員の責務)

第12条 議員は、地域の課題や市民の意見を把握するとともに、市政全体の観点から的確な判断を行うことにより議会在前条第1項の権限を適切に行使できるよう努めます。

2 議員は、市民に開かれた議会運営の実現に寄与するための活動を行うよう努めます。

第3節 市長等

第1款 市長等

(市長の設置)

第13条 市に、選挙によって選ばれた市の代表である市長を設置します。

(市長等の権限、責務等)

第14条 市長は、この条例に基づいて自治を運営するとともに、市民の福祉の増進を図るため、市政全体の総合的な調整その他の権限を行使します。

2 市長等は、自らの判断と責任においてその所掌する事務を誠実に執行するとともに、相互の連絡を図り、一体として、行政機能を発揮します。

3 職員は、市民と共に自治を運営する者としての認識に立ち、職務を誠実かつ公正に執行します。

第2款 行政運営等

(行政運営の基本等)

第15条 市は、その将来像を示す総合的な計画を策定し、部門別の基本計画等と調整を図りながら、計画的な行政運営を行います。

- 2 行政運営は、次に掲げることを基本として行います。
 - (1) 市政に関する情報は、市民の財産であり、その適切な発信及び管理を市民からゆだねられていることを踏まえて、情報の共有を推進すること。
 - (2) 市民の意思を市政に適切に反映するため、市民の参加を推進すること。
 - (3) 市民からの提案等に的確に応答すること。
 - (4) 市民の自主的な活動を尊重するとともに、市民との協働による施策、事業等の推進を図ること。
 - (5) 施策、事業等の実施に当たっては、公正性及び公平性を確保するとともに、効率的、効果的かつ総合的に行うこと。
 - (6) 法令の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨にのっとり、市民の福祉の増進を目的として行うこと。
- 3 市の組織は、簡素で、効率的かつ機能的なものとなるよう社会環境の変化等に的確に対応して整備します。
- 4 市長は、市の出資法人がその目的や趣旨に沿って運営されているか等について、当該出資法人(市長が所管するものに限り、)又は当該出資法人(市長が所管するものを除き、)を所管する執行機関若しくは公営企業管理者に対して適切な指導及び調整を行います。

(財政運営等)

- 第16条 市長は、中長期的な展望に立って、計画的な財政運営を図るとともに、評価等に基づいた効率的かつ効果的な行政運営を行うことにより、財政の健全性の確保に努めます。
- 2 市長は、財政状況に係る情報並びに予算の編成及び執行に係る情報を分かりやすく公表することにより、財政運営の透明性の確保に努めます。
 - 3 市長、教育委員会及び公営企業管理者は、その所管する財産の適正な管理及び効率的な運用を行い、市長は、その状況について、分かりやすく公表するよう努めます。

(評価)

- 第17条 市長等は、効率的かつ効果的な行政運営を行い、第15条第1項の総合的な計画の着実な実行と進行管理を行うとともに、施策、事業等の成果を市民に明らかにするため、評価を実施します。
- 2 評価の指標等は市民の視点に立脚したものとし、評価の結果は市民にとって分かりやすいものとします。
 - 3 市長等は、前項の評価の結果を公表するとともに、施策、事業等に適切に反映させます。

(苦情、不服等に対する措置)

- 第18条 市に、市民の市政に関する苦情、不服等について、簡易迅速にその処理、救済等を行う機関を置きます。
- 2 前項に定めるもののほか、市は、市民の権利利益の保護に必要な措置を講じます。

第3款 区

(区及び区役所の設置)

- 第19条 市に、本市の区域を適正な規模の区域に分けて、身近な行政サービスを効率的、効果的かつ総合的に提供し、参加及び協働による暮らしやすい地域社会を築くため、それぞれの区域を単位として区を設け、区役所を置きます。

(区長の設置及び役割)

第20条 それぞれの区役所にその長として区長を置き、区長は、区役所における事務を処理します。

2 区長は、前条に定める区及び区役所の設置目的を達成するため、次に掲げる役割を担います。

- (1) 区における課題を的確に把握し、参加及び協働により、その迅速な解決に努めること。
- (2) 区における便利で快適な行政サービスを効率的、効果的かつ総合的に提供するように努めること。
- (3) 区における市民活動を尊重した上で、その活動に対する支援に努めること。

(必要な組織の整備等)

第21条 市長は、区長が前条第2項の役割を的確に果たすことができるよう必要な組織、機能等の整備及び予算の確保に努めます。

(区民会議)

第22条 それぞれの区に、区民(その区の区域内に住所を有する人、その区の区域内で働き、若しくは学ぶ人又はその区の区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。)によって構成される会議(以下「区民会議」といいます。)を設け、参加及び協働による区における課題の解決を目的として調査審議します。

2 区長及び市長等は、区民会議の調査審議の結果を尊重し、その内容を区における暮らしやすい地域社会の形成及び市政に反映するよう努めます。

第3章 自治運営の基本原則に基づく制度等

第1節 情報共有による自治運営

(情報提供)

第23条 市は、市民生活に必要な情報について、市民に積極的に提供します。

2 情報の提供は、分かりやすく、かつ、適時に行います。

(情報公開)

第24条 市民は、市政に関する情報について、市にその開示を求めることができます。

2 市は、前項の請求に対しては、正当な理由がない限り、これに誠実に応じます。

(個人情報保護)

第25条 市は、その保有する個人情報について、適切な保護を図ります。

2 市民は、自己の個人情報について、市にその開示、訂正及び利用の停止等を求めることができます。

3 市は、前項の請求に対しては、正当な理由がない限り、これに誠実に応じます。

(会議公開)

第26条 市長等に置かれる審議会、審査会等(以下「審議会等」といいます。)の会議は、正当な理由がない限り、公開します。

(情報共有の手法等の整備)

第27条 市は、市民との情報の共有化の積極的かつ効果的な推進並びに参加及び協働による自治運営に資するため、第23条から前条までに定めるもののほか、市民との情報の共有に係る手法等の整備を図ります。

第2節 参加及び協働による自治運営

(多様な参加の機会の整備等)

第28条 市は、事案の内容、性質等に応じて次条から第31条までに定めるもののほか、多様な参加の機会を整備し、その体系化を図ります。

(審議会等の市民委員の公募)

第29条 審議会等の委員には、市民のうちから公募により選任された委員が含まれることを原則とします。

(パブリックコメント手続)

第30条 市長等は、市民生活に重要な事案の策定に当たっては、市民から当該事案に係る意見を募る手続(以下「パブリックコメント手続」といいます。)を行います。

2 市長等は、パブリックコメント手続により提出された市民の意見を十分考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を取りまとめて公表します。

(住民投票制度)

第31条 市は、住民(本市の区域内に住所を有する人(法人を除きます。)をいいます。以下同じ。)、議会又は市長の発議に基づき、市政に係る重要事項について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。

2 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重します。

(協働推進の施策整備等)

第32条 市は、市民との協働による公共的な課題の解決のため、協働を推進する施策を整備し、その体系化を図ります。

第3節 自治運営の制度等の在り方についての調査審議

第33条 市における自治の拡充推進を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するため、市民及び学識経験を有する者を委員とする審議会等を設けて、自治運営の基本原則に基づく制度等の在り方について調査審議します。

第4章 国や他の自治体との関係

第34条 市は、国及び神奈川県と対等な立場で相互に協力し、市政の運営に当たります。

2 市は、他の自治体と共通する課題に対しては、積極的な連携を図り、その解決に努めます。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行します。

川崎市市民会議条例

平成18年3月23日

条例第11号

(目的及び設置)

第1条 区民（川崎市自治基本条例（平成16年川崎市条例第60号）第22条第1項に規定する区民をいう。以下同じ。）の参加及び協働による区における地域社会の課題の解決を図るための調査審議を行い、もって暮らしやすい地域社会の形成に資するため、各区に区民により構成される区民会議を設置する。

(名称)

第2条 区民会議の名称は、その置かれた区の名称を冠するものとする。

(所掌事務)

第3条 区民会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 区における地域社会の課題を把握し、その解決を図るための方針及び方策について調査審議を行うこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事項について調査審議を行うこと。

(組織等)

第4条 区民会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 区の区域内において規則で定める分野における活動を行う団体から推薦された者
- (2) 区民会議の委員に応募した者
- (3) その他区民会議の目的を達成するために区長が必要と認めたる者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 区民会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、区民会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 区民会議は委員長が招集し、委員長はその会議の議長となる。

2 区民会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(専門部会)

第 7 条 区民会議は、必要に応じ専門部会を置くことができる。

(関係者の出席)

第 8 条 区民会議は、調査審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(区民会議参与)

第 9 条 川崎市の議会の議員及び神奈川県議会の議員は、その議員の選挙区とされる区の区民会議の会議に出席することができる。

2 前項の規定により会議に出席した議員は、区民会議参与として必要な助言をすることができる。

(区長等の役割)

第 10 条 区長は、区民会議の調査審議の結果を尊重し、区民との協働の推進、関係機関との連携その他必要な取組により、区における暮らしやすい地域社会の形成に努めるものとする。

2 市長その他の執行機関は、区民会議の調査審議の結果を尊重し、前項に規定する区長の役割が的確に果たされるための必要な措置を講ずるよう努めるとともに、当該結果を市政に反映するよう努めるものとする。

(庶務)

第 11 条 区民会議の庶務は、各区役所において処理する。

(委任)

第 12 条 この条例に定めるもののほか、区民会議の組織に関し必要な事項は規則で定め、区民会議の運営に関し必要な事項は委員長が区民会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

川崎市区民会議条例施行規則

平成18年3月31日

規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は、川崎市区民会議条例（平成18年川崎市条例第11号。以下「条例」という。）第4条第2項第1号及び第12条の規定に基づき、区民会議の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(課題の選定)

第2条 区民会議は、区民会議の委員が自らの活動等を通じて把握した課題及び区役所が業務を通じて把握した課題のうちから調査審議すべき課題を適切に選定するものとする。

(分野)

第3条 条例第4条第2項第1号に規定する規則で定める分野は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 防災又は地域交通環境の向上など安全で快適な暮らしを支える分野
- (2) 福祉の推進、健康の増進など幸せな暮らしを支える分野
- (3) 子育て、教育など人を育て心をはぐくむ分野
- (4) 緑の保全、ごみの抑制など自然環境又は生活環境を向上させる分野
- (5) 産業の振興、都市拠点の形成などまちの活力を高める分野
- (6) 文化又は観光の振興などまちの魅力を発信する分野
- (7) 地域住民組織活動、まちづくり活動など市民自治を推進する分野
- (8) 前各号に定めるもののほか、各区の地域特性に応じた課題に関する分野

(専門部会)

第4条 区民会議は必要に応じ委員で構成される専門部会を設置し、専門部会は専門的事項に関する調査検討を行うものとする。

- 2 専門部会に属すべき委員は、委員長が区民会議に諮って指名する。
- 3 専門部会に部会長を置き、専門部会に属する委員の互選により定める。
- 4 専門部会は、調査検討のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 5 部会長は、専門部会の事務を掌理し、専門部会の調査検討の経過及び結果を区民会議に報告するものとする。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、区民会議の組織に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

宮前区区民会議要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市区民会議条例施行規則（平成18年川崎市規則第28号。以下「規則」という。）第5条の規定に基づき、区民会議の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議課題)

第2条 区民会議は、規則第2条の規定に基づき把握した課題のほか、広く区民から区における地域社会の課題を把握するよう努めるものとする。

2 区民会議が規則第2条の規定に基づき把握した課題及び前項で把握した課題については、区における地域社会の課題として、調査審議の対象とする。

3 区民会議は、調査審議の結果について、課題ごとに解決策を取りまとめ、速やかに区長へ書面で報告するものとする。また、任期末には、審議継続中の事項を含め必要な事項について、区長に書面で報告するものとする。

(団体推薦委員)

第3条 区長は、川崎市区民会議条例（平成18年川崎市条例第11号。以下「条例」という。）第4条第2項第1号の規定による委員について、規則第3条各号に掲げる分野から区の実情に応じ選定を行うものとする。

2 区長は、地域社会の課題の解決を図る上で、課題の解決の担い手として、各活動分野での活動実績や意欲のある団体、区内を広く活動範囲とする団体等のうちから区民会議の推薦団体として選定し、委員の推薦を依頼する。

3 区長は、性別、世代、地域のバランス等を考慮し、必要に応じて推薦団体に対し、委員の推薦条件を申し入れるものとする。

(委員の推薦)

第4条 推薦団体は、区長から委員推薦依頼を受けたときは、宮前区区民会議委員推薦書（第1号様式）により、速やかに委員の推薦を行う。

2 推薦する委員は、その団体に所属する者でなければならない。

3 第1項の規定により推薦され、委員の就任を承諾する者は、宮前区区民会議委員就任承諾書（第2号様式。以下「就任承諾書」という。）を区長に提出するものとする。

4 推薦団体が委員を変更したい場合には、宮前区区民会議委員推薦変更届（第3号様式）を区長に提出するものとする。

(公募委員)

第5条 条例第4条第2項第2号の規定による委員の公募について、人数、資格、任期及び選考方法等必要な事項は、区長が別に定める。

2 前項の規定により選任され、委員の就任を承諾する者は、就任承諾書を区長に提出するものとする。

(区長推薦委員)

第6条 区長は、条例第4条第2項第3号の規定による委員について、性別、世代、地域のバランス等、を考慮し、規則第3条各号に掲げる分野を横断的につなぐ視点や、区における地域社会の課題を総合的な観点から捉えることができる者などのうちから委員を推薦するものとする。

2 前項の規定により推薦され、委員の就任を承諾する者は、就任承諾書を区長に提出するものとする。

(委員の再任)

- 第7条 区民の区民会議への参加機会を確保するとともに、区民会議の活性化を図るため、委員の再任回数については、1回とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、公募により選出された委員については、再任はしないものとする。

(委員長及び副委員長)

- 第8条 区民会議に委員長及び副委員長2名を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、課題の解決に向けた区民会議の円滑な運営に努めるものとする。
- 3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期終了までとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、委員長又は副委員長が欠けたときは、補うことができる。この場合において、その任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 副委員長は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ定めた順序によりその職務を代理する。

(専門部会)

- 第9条 条例第7条に規定する専門部会の設置は、検討課題に応じ、委員長が区民会議に諮りこれを決定する。
- 2 前項の規定に基づき、専門部会を設置する場合には、委員長は、専門部会を構成する人数及び委員の選任について区民会議に諮り決定する。
- 3 専門部会は、部会長のほか、複数の委員で構成するものとする。
- 4 専門部会は、調査検討状況について、区民会議へ随時報告するものとし、調査検討の結果を取りまとめた場合には、速やかに区民会議へ書面で報告するものとする。また、任期末には、調査検討中の事項を含め必要な事項について、区民会議に書面で報告するものとする。
- 5 委員長は、前項の規定に基づき専門部会から調査検討結果の報告を受けた場合は、必ずこれを区民会議に諮り、その取扱いを決定する。

(関係者の出席)

- 第10条 区民会議及び専門部会へ関係者を出席させるときは、それぞれ区民会議及び専門部会へ諮るものとする。

(区長の役割)

- 第11条 区長は、区における暮らしやすい地域社会の形成のため、広く地域社会の課題の把握に努めるものとする。
- 2 区長は、調査審議の結果及びこれに対する取組状況等について、市政だより、ホームページ等により区民への周知に努めるものとする。
- 3 区長は、広く区民の参加を図るため、区民会議の制度や区民会議及び専門部会の開催日時その他必要な事項について、積極的に区民への発信に努めるものとする。

(庶務)

- 第12条 区民会議の庶務は、宮前区役所企画課において処理する。

(その他)

- 第13条 この要綱に定めるもののほか、区民会議の組織に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

宮前区区民会議運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市区民会議条例(平成18年川崎市条例第11号。以下「条例」という。)第12条の規定に基づき、宮前区区民会議(以下「区民会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(調査審議)

第2条 区民会議委員は、条例第1条の区民会議の目的を達成するため、地域社会が抱える課題の把握に努めるとともに、課題の解決に向け十分な調査審議を行うものとする。

2 区民会議は、区民会議要綱第2条で審議対象とした課題については、区民会議での調査審議にかかわらず、随時、その課題の解決に向けた取組状況等の報告を区長に求めることができるものとする。

(会議運営)

第3条 区民会議は、原則として年4回開催するものとし、区民会議委員、区民会議参与及び傍聴者が参加しやすい時期、時間帯に配慮する。

2 区民会議の調査審議は、出席委員の一致により決することを原則とし、委員長がこれにより難いと認める場合は、出席委員の3分の2以上の賛成により、区民会議の調査審議結果とすることができる。

(専門部会)

第4条 区民会議に、課題の整理及び調整、議事の事前調整、協働推進事業の評価及び審議を行うため、常設の企画部会を置き、課題を調査審議するため、必要に応じて個別専門部会を置く。

2 企画部会は、委員長、副委員長及び委員若干名で構成し、個別専門部会は、委員若干名をもって構成するものとする。

3 専門部会を構成する委員は、委員の自薦及び他薦によるものとし、それによりがたい場合は、委員長の指名とする。

4 専門部会は、部会長が必要に応じて招集し、部会長はその部会の議長となる。

5 部会長は、専門部会において十分な課題の調査検討が尽くされるよう努めるものとし、調査検討状況については、区民会議へ随時報告をし、調査検討の結果を取りまとめた場合には、速やかに委員長へ書面にて報告するものとする。

6 専門部会の調査検討の結果は、出席部会員の一致により決することを原則とする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、区民会議の運営に関して必要な事項は、委員長が区民会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成18年7月20日から施行する。

第2期宮前区区民会議委員公募要領

(趣旨)

第1条 この要領は、第2期宮前区区民会議の委員の公募に関し、必要な事項を定めるものとする。

(申込者の資格)

第2条 区民会議の公募委員に申し込むことができる者の資格は次のとおりとする。

(1) 原則として年齢20歳以上の者

(2) 区域内に引き続き1年以上住所を有している者、区域内で働き、若しくは学んでいる者又は区域内において事業活動その他の活動を行っている者

(3) 本市の他の附属機関等の公募委員となっていない者

(4) 市職員でない者

(公募人数)

第3条 公募による委員は、4名とする。

(任期)

第4条 区民会議委員に委嘱した日から2年間とする。

(申込方法等)

第5条 区民会議の公募委員に申し込もうとする者は、原則として市販の罫紙、便せん等の用紙に次の各号に掲げる事項を記載したもの(以下「申込書」という。)に、小論文(1200字程度のもの)を添付して申し込むものとする。

(1) 区民会議の名称

(2) 住所、氏名、電話番号、性別及び生年月日

(3) 現在の職業または職歴

(4) 地域における活動経験

(5) 申し込んだ理由(簡潔に記載するものとする)

2 前項の申込書及び小論文の様式は自由とし、上記の記載事項を漏れなく記載するものとする。

3 第1項の申込書及び小論文は、返還しないものとする。

4 小論文のテーマは「**あなたが考える地域による課題解決の取組について**」とする。

5 申込期限は平成20年2月15日までとする。ただし、郵送による申し込みの場合は、同日の消印まで有効とする。

(選考方法等)

第6条 区民会議の公募委員の選考は、宮前区区民会議公募委員選考委員会(以下「委員会」という。)を設置し、書類選考等により行うものとする。

2 選考の結果については、申込者に通知するものとする。

(所掌事務)

第7条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 区民会議の公募委員に申し込んだ者の申込資格の審査に関すること。

(2) 提出された小論文の分析及び評価に関すること。

(3) その他委員の選考に関し必要な事項

(組織)

第8条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は区長をもって充てる。

3 副委員長は副区長をもって充てる。

4 委員は、区役所の部長職にある者その他区長が必要と認める者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第9条 委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(議事)

第11条 委員会の議事は、出席委員の過半数を持って決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(特例)

第12条 区民会議の委員の公募を行った場合において、次に掲げるときは、公募によらないで区長が必要と認めた者を選任することができる。

(1) 申込期限までに申し込みがなかったとき。

(2) 申込者の全員が申込資格を満たさなかったとき。

(3) 選考の結果、該当者がなかったとき。

(4) 申込者が公募人数に満たなかったとき。

(5) 申込者の一部が申込資格を満たさなかったことにより、公募人数に満たなかったとき。

(6) 第6条第1項の規定による選考の結果、該当者が公募人数に満たなかったとき。

(庶務)

第13条 委員会の庶務は、宮前区役所総務企画課において処理する。

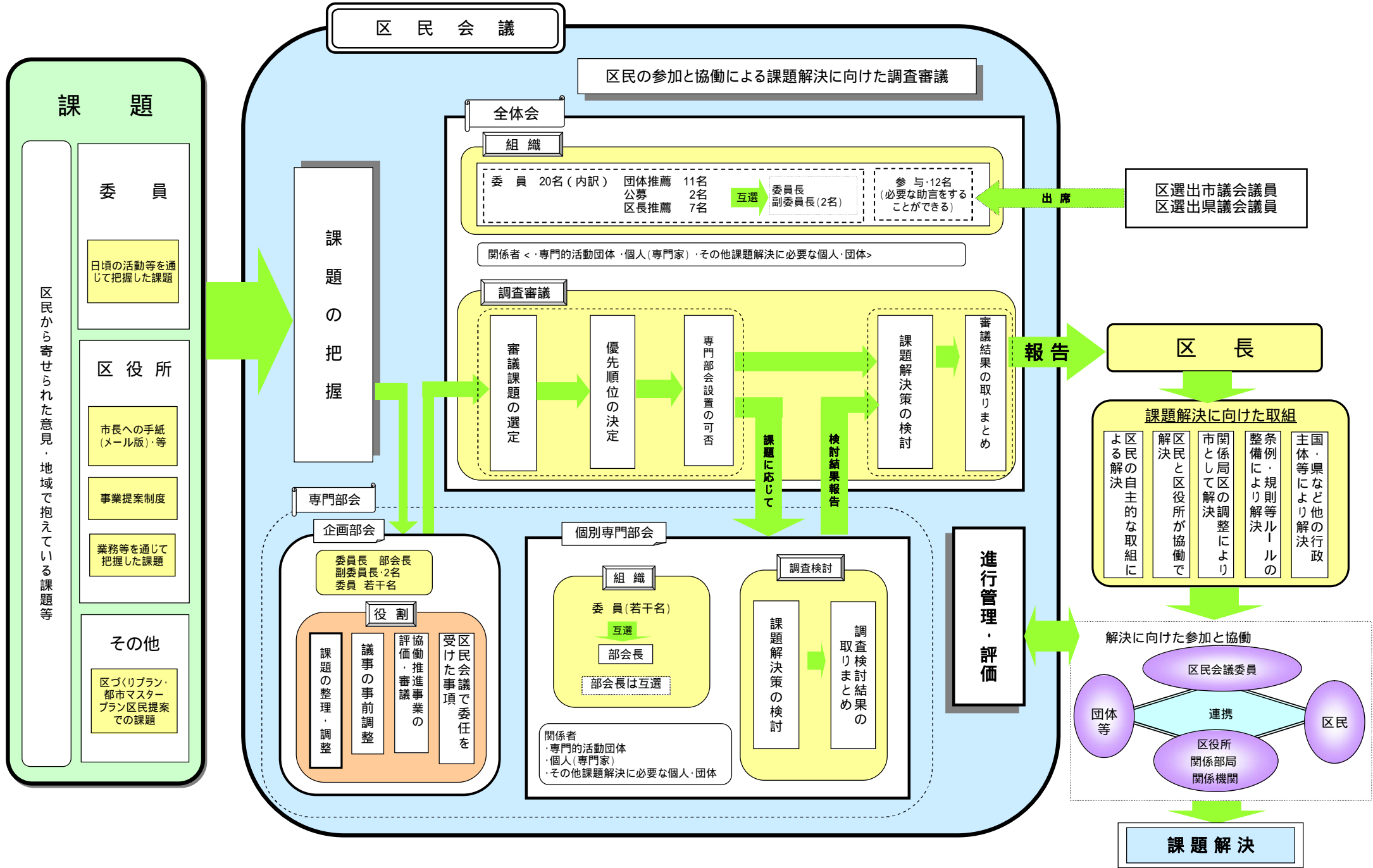
(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年1月1日から施行する。

宮前区区民会議の枠組み



審議課題選定の考え方

1 課題解決に向けた可能性の視点

(1) 緊急性・必要性

地域の安全など、速やかに解決を図らないと区民の生活に重大な支障が生じることが容易に予測できる課題か。

(2) 公益性・公平性

特定の個人やグループ、地域でなく、多くの区民に対する必需的なサービスとなるか。

(3) 実現性

区民会議で審議しても明らかに解決策が見出せるか。どれだけ実際に解決が見込めるか。

2 優先度の視点

A：区民会議で最優先に解決策を審議し、審議結果を尊重して具体的解決を図る。

B：通常の区役所業務や地域での工夫などで対応できる事項については、積極的に解決に向けた取組を行う。

C：A及びBを解決した後、対応可能であれば解決を図る。ただし、通常の区役所業務などの中で速やかな対応が可能な場合には対応する。

D：区民会議の審議対象としてはなじまない課題。すでに行政や地域で課題解決に向けた取組がされている課題。

3 解決主体

1 区民の自主的な取組による解決

2 区民と区役所（行政）が協働で解決

3 関係局区との調整（行政）による解決

4 条例・規則等の整備による解決

5 国・県などの他の行政主体や民間事業者等による解決

4 課題の把握方法

1 第2期区民会議委員から提起された課題等

2 市長への手紙（メール版）等

3 地域課題の解決に向けた事業提案制度での課題等

4 その他、区役所の日常業務での課題等

5 区づくりプラン・都市計画マスタープラン区民提案での課題等

6 第1期区民会議委員から提起された課題等

宮前区における地域の課題一覧

第1期宮前区区民会議での審議課題

1 防災・地域交通(34)

- 101 安全・安心
 - D 安全・安心に関する情報の共有化
 - B 子どもの通学時における安全対策
 - D 手動式信号の反応時間の改善
 - C 通学路などの外側線の整備
 - C 防犯灯の設置と改善
 - C バイクや自転車による危険走行
 - D 救急車の私的利用
 - 地域の落書き ★
 - 地域の防犯対策 ★
- 102 環境衛生
 - C ペットの飼い主マナーの改善
- 103 地域交通
 - C バス路線・ダイヤの整備
 - C 通勤時のバスの定時性の確保や交通弱者が生活しにくい状況の改善
 - B 高齢者のための区役所や公共施設などへのアクセス改善 ★
 - D 向ヶ丘遊園・管生線の拡幅に伴う利便性の向上
 - 放置自転車 ★
- 104 防災
 - A ★地域の防災力の向上 ★
 - A ★二次災害防止等に向けた市民と行政の役割分担の明確化と連携
 - D 集中降雨による排水不良などの都市型災害の回避
 - D 幹線道路の緊急活動道路としての整備
 - C 平瀬川上流水源域の開発による洪水対策

- 105 景観
 - B 幹線道路沿道の景観整備 ★
 - B 水空間の景観整備
 - D 市境の景観整備
 - B 河川中心の土地利用と鉄道中心の土地利用との調和
 - B 公共施設等の案内板の整備 ★
- 106 住環境
 - D 土地利用のあり方 ★
 - D 開発等に伴うルールのあるあり方
- 107 道路
 - C 管生ヶ丘周辺の道路整備
 - C ゆりかご通りの交通安全対策
 - D 区役所前交差点への右折レーンの整備
 - D 信号機への地名の表示
 - D NEC跡地開発に伴う交通渋滞
 - D 街路樹の成長に伴う歩道の整備
- 108 市境・区境
 - 市境・区境における地域課題の解決方法

6 文化・観光(7)

- 604 文化・芸術
 - 区民参加型の文化事業が少ない

- 601 国際交流
 - D 外国文化との交流
- 602 地域活性化
 - C 地域間交流
 - C 宮前区民祭の充実 ★
- 603 魅力
 - D 宮前区観光協会の設立
 - B ▲歴史・文化を感じさせるまちづくり ★
 - 宮前区に多くの人々が関心を持てるようにすることが必要 ★

2 福祉・健康(8)

- 201 福祉全般
 - B 福祉サービス全般の充実
 - C 福祉施設の充実
 - A ◎身近な相談機会の創出
- 202 高齢者福祉
 - A ◎介護予防を支援する受け皿の充実 ★
 - 地域ぐるみでの介護予防の活動が知られていない
- 203 障害者福祉
 - B 障害者とその家族への支援
- 204 バリアフリー
 - D 障害者・高齢者等を含めたさまざまなバリアフリー化
- 205 医療
 - C がん患者及びその家族をサポートする組織の整備 ★

5 産業・まちの活力(10)

- 501 広域交通
 - D 鉄道網の整備
 - D 都市計画道路の未整備地域での渋滞解消
- 502 土地利用
 - C 土地利用のあり方 ★
 - B 市の未利用地の活用
 - D ITの進展等による住宅、職場、商業地域などが混在となった土地利用
 - ★都市農業の活性化
- 503 まちの活力
 - D 宮前平駅周辺のまちの活性化 ★
 - C 鷺沼駅周辺の活性化による区のシンボルゾーン化 ★
 - B 住民の横のつながりや地域への愛着心の醸成
 - ★商店街の活性化

◎…高齢者福祉に関して解決策が提案された課題

●…子育て支援に関して解決策が提案された課題

▲…地域コミュニティに関して解決策が提案された課題

★…地域防災に関して解決策が提案された課題

新たに追加表記した課題

■…第1期区民会議で当初整理した課題以外の課題

★…第2期区民会議委員から出された課題等

3 子育て・教育(11)

- 301 学校教育
 - D 高い教育水準にある小学校に見合った中学校、高校の不足
- 302 子育て活動支援
 - A ●子育て支援のあり方（組織・担い手・人材育成） ★
- 303 子育て活動拠点
 - B ●既存子育て関連施設・青少年施設等の有効活用
 - A ●子どもが健やかに成長する場の不足
 - A ●親子が安心して居られる場所の不足 ★
- 304 保育
 - B 待機児童の解消（働く母親への支援）
- 305 地域で子育て
 - C 地域の教育力の低下
 - B 青少年の健全な育成 ★
 - B 子どもが自分の住むまちを知り、誇りを持てる機会の創出 ★
 - C 子ども達が地域でふれあう場づくり ★
 - 児童虐待

4 自然・生活環境(7)

- 401 環境全般
 - C 環境にやさしいまちづくり ★
- 402 地域環境
 - 広域幹線道路沿道の騒音・排気ガス等の大気汚染の改善
- 403 地域環境
 - B タバコやごみのポイ捨て等の防止
- 404 緑
 - B 緑の保全の創出
 - B 水・緑等を活かした景観づくり ★
- 405 公園
 - C ▲利用者の視点に立った公園の有効活用 ★
 - 公園が汚くて使いづらい ★

- 702 コミュニティ
 - B 町内会・自治会の活性化 ★
 - C ▲地域コミュニティの再構築 ★
 - B ▲地域特性を活かしたコミュニティの仕掛けづくり ★

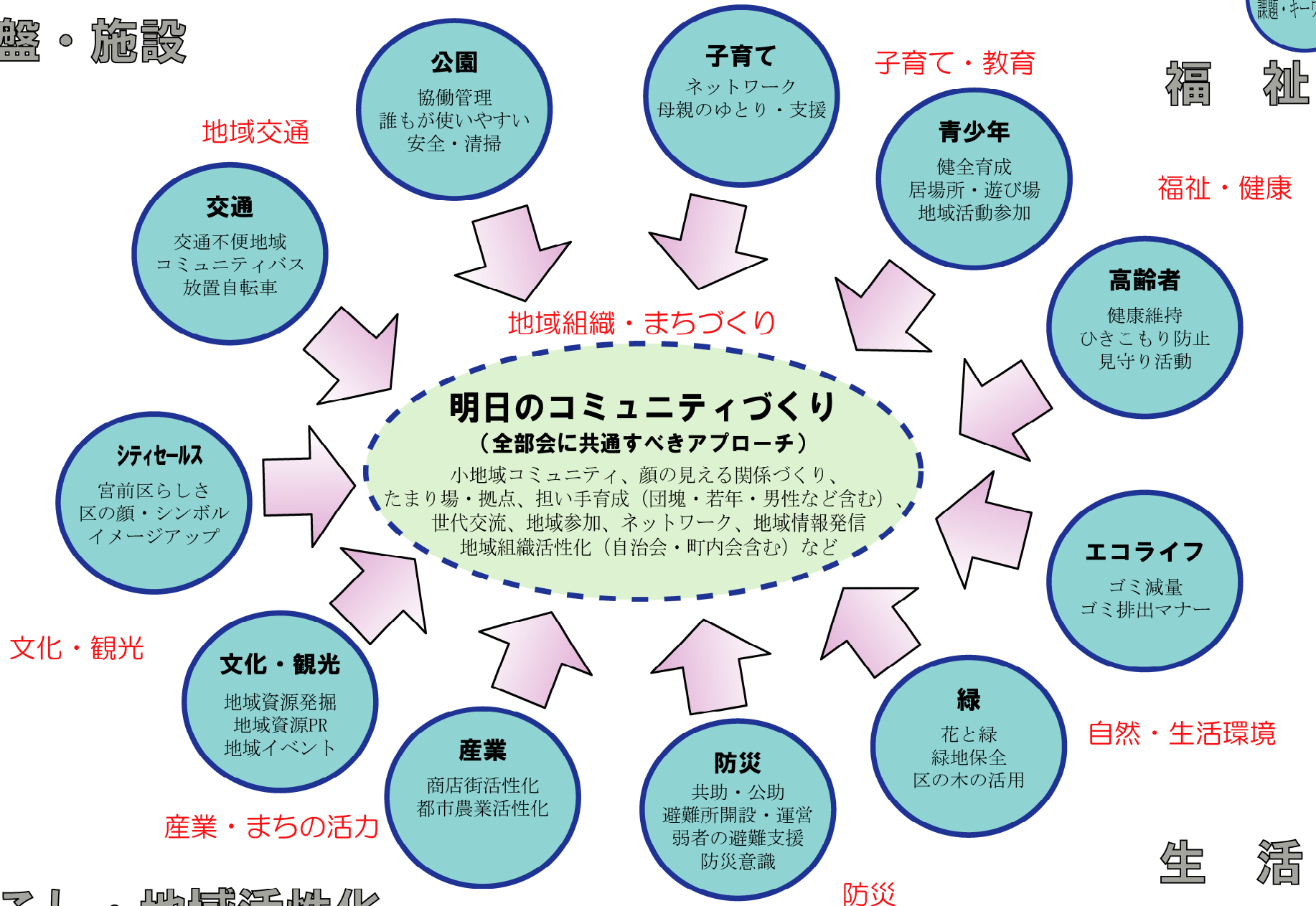
7 地域組織・まちづくり(13)

- 701 行政サービス
 - D 効率的・効果的な行政サービスの提供
 - D 財政事情の改善
 - D 区役所駐車場対策
 - D わかりやすい区役所業務の案内
 - D 利用しやすい区役所庁舎の整備
 - D 区役所・市民館のイメージアップ

- 703 市民参加
 - B 市民参加のシステム構築
 - D 区民会議のあり方 ★
- 704 施設の有効活用
 - B 地域ニーズに応じた施設の有効活用
- 705 市民活動支援
 - B 効率的な地域情報の発信 ★

テーマ
課題・キーワード等

都市基盤・施設



まちおこし・地域活性化

※事前打合せ会での委員の意見・ラベルのみをまとめたもの(地域課題は他にもたくさんある)

※部会の立上げ方に対する第1期の反省意見:「テーマはできるだけ絞りこむ」「年間2テーマぐらいが適当」「テーマによっては継続審議も必要」「より広範な課題抽出」「より地域密着」など

第2期宮前区区民会議委員による地域課題の抽出

事前打合せ会【平成20年5月12日（月）開催】での委員の発言・ラベルを元に作成

大分類は団体推薦の区民会議選出の際の活動分野の7分類+区民会議

| 大分類 | 分野 | 課題 | 備考・キーワード・コメント等 | 発言委員名 |
|------------|---------|-----------------|--|--------------------------------|
| 防災・地域交通 | 防災 | 1 要支援者の災害避難 | 要介護者、高齢者、障害者など | 佐藤 |
| | | 2 災害対策の共助・公助 | 避難所開設前の救助活動など | 永野 |
| | | 3 防災無線難聴地域の解消 | | 渡辺 |
| | | 4 防災意識の普及 | 防災訓練に中学生の活用 | 前田 |
| | 地域交通 | 5 交通不便地域の解消 | 高齢化社会の中で重要度高い 246号、高速による地域の分断 | 宇賀神・ 恒川・永野 |
| | | 6 放置自転車対策 | 宮前区で実現させる方法 | 渡辺 |
| 福祉・健康 | 高齢者福祉 | 7 一人暮らし高齢者の健康 | 一戸建ての見守り、引きこもり対策 | 川島・田邊・ 前田 |
| | 医療 | 8 産婦人科の不足 | | 後藤 |
| 子育て・教育 | 子育て支援 | 9 母親のゆとり・居場所づくり | モンスターペアレンツをつくらない 自主的で身近な居場所づくり | 前田・目代 |
| | | 10 子育て支援ネットワーク | 商店による子育て支援 老人会による子育て支援 | 千葉・吉田 |
| | 青少年 | 11 こどもの居場所・遊び場 | プレイパーク 小中学生のたまりば・話し場づくり | 前田 佐藤 |
| | | 12 こどもの地域活動 | キッズチャレンジ制度 営生中の落書消し活動の普及 | 佐藤・高木 |
| | | 13 犯罪低年齢化 裏サイト | | 佐藤 |
| 自然・生活環境 | 公園 | 14 公園環境の改善 | 使いやすくきれいな公園へ 協働運営・管理(清掃等) 遊具の修理・新調 | 後藤・高木 |
| | エコライフ | 15 ゴミ減量・再資源化 | エコバック運動 排出のモラルアップ | 後藤・渡辺 |
| | 緑 | 16 花と緑のコミュニティ | 区の木さくらの活用 狭小住宅等による緑の減少 | 河井・松井 |
| 産業・まちの活力 | 商業 | 17 商店街活性化 | 情報発信の強化 | 川島・田邊・ 千葉 |
| | 農業 | 18 都市農業活性化 | | 松井 |
| | 土地利用 | 19 河川敷道路の活用 | | 渡辺 |
| | 駅周辺 | 20 駅周辺の活性化 | | 恒川 |
| 文化・観光 | IC出口 | 21 IC出口に表示・象徴 | | 恒川 |
| | シティセールス | 22 宮前区らしさ・魅力づくり | イメージアップ、シンボル・顔づくり、 トータルコンセプトづくりと事業化 | 川西・田邊 |
| | 区民祭 | 23 区民祭の活性化 | 宮前を象徴するイベントに | 川島・川西 |
| | 文化施設 | 24 文化施設の紹介・案内設置 | コミュニティ活性化の手段として | 高木 |
| | 文化・観光資源 | 25 資源の発掘・PR | | 鈴木和・目代 |
| 地域組織・まちづくり | 自治会・町内会 | 26 自治会・町内会活性化 | 自治会の取組発表の場づくり 未加入問題、組織づくり | 河井・高木・ 永野・福本 |
| | 担い手育成 | 27 担い手の発掘・育成 | 地域ボランティアへの身近な入口づくり 中間層・団塊世代・男性・若年層・学校 | 宇賀神・ 河井・川西・ 田邊・前田・ 吉田 |
| | 世代交流 | 28 世代交流の場づくり | 公園体操へのこどもの参加など | 佐藤・永野・ 吉田 |
| | 情報 | 29 情報伝達の効率アップ | ポータルサイトの活用 イベント・サークル・市民活動の情報発信 | 千葉・松井・ 渡辺 |
| 区民会議 | 他団体との交流 | 他団体との交流強化 | まちづくり協議会 | 松井 |
| | 課題絞込み | 30 課題の絞込み | | 吉岡 |
| | PR | 区民会議のPR・アピール | わかりやすく、いろいろな人知ってもら | 佐藤 |

第 1 期宮前区区民会議からの提案に対する取組状況

高齢者福祉（18 年度提案）

提案 「ご近所サークルの形成」

「地域のつながりづくり」をテーマに、3月3日に「わたしの町のすこやか活動」を行っている団体の合同研修会を開催。スタッフを含めて約 100 名が出席し、講師による研修が終わった後には、互いに自己紹介を行うなど「つながり」をつくるきっかけとなった。

「わたしの町のすこやか活動」の実施地域が向丘地区に集中しているため、地域包括支援センターを通じて宮前地区での立ち上げ支援を行っている。

提案 「地域ぐるみの散歩活動などの実施」

現在、新しい公園体操グループが準備中（神木本町地区(6月開始予定)と菅生地区(7月開始予定)）公園体操交流会を3月13日に開催。17グループの参加があり、それぞれの活動内容を紹介しあうなどの情報交換が活発に行われ、公園体操が地域づくりにつながっていることを確認することができた。

提案 「高齢者の学校給食体験の実施」

今年度から行政が把握した低栄養の方を対象とした低栄養改善教室をこれまでの年3回から毎月実施することとし、いつからでも参加できるようにした。

今年度から「いこい元気広場」では体操だけでなく、毎月1回低栄養予防・口腔機能向上の講話を入れることとした。

地域コミュニティ（19 年度提案）

提案 「小学校区単位で地域の特徴を活かしたコミュニティ促進」

20年度区の課題解決に向けた取組「商店街と連携した地域コミュニティ促進事業」における商店舗等を利用した高齢者や子育てなどの課題解決に繋がる講座等の開催
地域のお祭りなどの情報を地域ごとにわかりやすく発信することをめざした区ホームページや地域ポータルサイト「みやまえばーたろう」への掲載（第1段階）より広く地域へ情報発信するための地域の情報カレンダー（紙ベース）の発行（第2段階）
小学校区子ども安全・安心協議会における防犯講習会などの出前講座の実施支援
地域教育会議での地域安全マップづくりにおける小学校区子ども安全・安心協議会との連携支援

提案 「地域のたまり場」の創出

ご近所サークルや赤ちゃん広場など、地域での取組をビデオ、市政だより等により紹介（継続）
20年度区の課題解決に向けた取組「商店街と連携した地域コミュニティ促進事業」における商店舗等を利用した地域のたまり場の創出支援

【提案 共通】

「宮前区地域課題の解決を図る事業提案制度」で区民会議からの解決策を実施してくれる担い手を募集（5/1～5/31）

6/10の公開プレゼンテーションを経て7月から事業実施予定

【募集対象事業】

小学校区単位での地域コミュニティ活性化(66万円以内)
店舗を活用した地域のたまり場の創出(90万円以内)

提案 「『地域のつなぎ手』の育成」

ご近所サークルや赤ちゃん広場など、地域での取組をビデオ、市政だより等により紹介（継続）
20年度区の課題解決に向けた取組「商店街と連携した地域コミュニティ促進事業」における商店舗等を利用した地域のたまり場の創出支援

市民が主体となって若い担い手を育成している事例（ふれあいフェスタ）

シニア世代を対象とした地域コーディネートを学ぶ講座（1月～2月）

子育て支援（18 年度提案）

提案 「健診時における情報の収集・発信」

1歳6か月健診時(月3回 13:00～15:30)に保育士2名による保育相談・園庭開放の案内等を実施しているが、近隣の高津区の方が便利な市民のために、高津区内の保育園の情報(園庭開放一覧、野川・梶ヶ谷保育園案内)も提供するようにした。

提案 「公立保育園園庭開放の拡充」

4園(有馬・宮崎・馬絹・土橋)で実施日・時間・内容等を拡充した。

提案 「子育て関連支援組織による協議会(ネットワーク)の立上げと運営」

「子ども総合支援関係者懇談会」と「子育て支援関係者連絡会」を見直し、「宮前区子ども支援関係者連絡会」を設立(3/21)し、連携・協力体制の強化を図った。

地域防災（19 年度提案）

提案 「(仮称)宮前区版「みんなでやろう防災対策」の作成」

区民との協働による防災意識向上に向けた防災対策資料の作成と活用
20年度協働推進事業「防災意識普及啓発事業」における防災ニュースの町内会・自治会への回覧や防災フェアの開催などを通じた地域や各種団体への防災意識の普及啓発
区ホームページへの防災や防犯、安全・安心に関するページの作成による情報発信

防災対策資料は年内12月をめぐりに、「防災ニュース」の作成に併せまちづくり協議会と協働で作成する方向で検討中。

防災ニュースは、現在まちづくり協議会が発行している防災ニュースをベースにまちづくり協議会と協働で編集し、防災週間(8月30日～9月5日)をめぐりに、以後、4半期ごとに発行する方向で検討中。

防災フェアは、昨年度にまちづくり協議会が有馬小売市場跡地で行った実績を踏まえ、まちづくり協議会と協働して行うよう調整中。

地域における自主防災組織の取組や防犯活動への取組状況などについて、各団体と調整のうえ9月をめぐりに区役所ホームページに掲載する(できるものから順次実施)。

提案 「防災出前講座の拡充」

小学校区子ども安全・安心協議会における防災に関する出前講座の実施支援
20年度区の課題解決に向けた取組「商店街と連携した地域コミュニティ促進事業」における商店舗等を利用した防災に関する講座等の検討
保育園や幼稚園、赤ちゃん広場などにおける出前講座の実施支援

これまで具体的な進捗はないが、今後小学校区子ども安全・安心協議会、区保育園長会、赤ちゃん広場などに区職員が積極的に赴き、出前講座の開催を投げかける。

提案 「(仮称)宮前区防災推進員の育成」

20年度協働推進事業「防災意識普及啓発事業」における取組
研修会の開催による区独自の防災推進員の養成
防災ニュースの町内会・自治会への回覧や防災フェアの開催などを通じた地域や各種団体への防災意識の普及啓発

近年の自然災害・市の防災対策・自助、共助の重要性・市民救命士の資格取得などをテーマとして、平成20年9月をめぐりに対象者等を募集し、10月から3回の外部委託による研修を行い、防災推進員を養成する。

平成18年度の提案(高齢者福祉・子育て支援)については、進捗等のあったものについてのみ記載してあります。平成19年度の提案(地域コミュニティ・地域防災)については、各提案について「提案に対する区役所の取組の方向性」(点線囲み)と進捗状況を記載してあります。

平成20年度宮前区協働推進事業計画

:新規事業、:拡充事業

1 安全で快適に暮らすまちづくり

10,031千円

| | | | |
|-----|-------------------------|--|--------|
| (1) | 安全安心まちづくり推進事業 | 地域の環境改善の一環として梶ヶ谷第3トンネルの壁画作成や応急措置等に寄与するため警察車両や郵便局車両等に簡易救命キットを積載する | 地域振興課 |
| | | 5,875千円 | |
| (2) | 区境・市境を越えた安全・安心まちづくり推進事業 | 区境・市境において区民が安全に安心して暮らせるまちづくりを推進するために、青色回転灯の普及促進や地域防犯パトロールなどを支援する | 地域振興課 |
| | | 1,716千円 | |
| (3) | 子ども安全・安心見守り事業 | 17小学校区で学校、保護者、関係団体が連携、協働して地域の安全確保を図り、登下校時の子どもを犯罪から守るため、宮前区子ども安全・安心協議会、ブロック連絡会を開催するほか、情報共有を図るため、通信を発行する | 子ども支援室 |
| | | 441千円 「子ども安全・安心通信」年2回発行 | |
| (4) | 防災意識普及啓発事業(区民会議課題) | 住民一人ひとりの防災意識を高め、災害に強いまちづくりを進めるため、区独自の防災推進員を育成するほか、防災フェアの実施や防災ニュースを発行する | 地域振興課 |
| | | 2,000千円 | |

2 幸せな暮らしを共に支えるまちづくり

2,841千円

| | | | |
|-----|----------------------|--|---------|
| (1) | 高齢者健康づくり支援事業(区民会議課題) | 公園における体操など、地域での様々なグループの自主的な取組を支援するほか、体操マップを作成するための委員会を設置する | 地域保健福祉課 |
| | | 103千円 | |
| (2) | しあわせを呼ぶコンサート | 音楽を通じ、障害者と健常者の相互理解と交流を深めながら区民の心のバリアフリーをめざすとともに、障害者の社会参加と自立を促すため、コンサートを実施する | 地域振興課 |
| | | 2,738千円 平成20年9月5日開催予定 | |

3 人を育て心を育むまちづくり

5,562千円

| | | | |
|-----|-------------------------|---|-----------|
| (1) | 子育て支援事業(区民会議課題) | 地域における子育てへの関心や理解を高めるため、子育て情報誌を町内会・自治会へ回覧するほか、転入世帯等へ子育てに関する情報を一体的に提供する | 保健福祉サービス課 |
| | | 563千円 子育て情報誌「子育てかわら版」年2回発行 | |
| (2) | 親と子の子育て応援セミナー事業(区民会議課題) | 親の育児力の向上を図り、親の育児不安や孤独感などの解消、仲間づくり、子育てグループの人材育成の推進などため、年間12回のセミナーを開催する | 子ども支援室 |
| | | 542千円 5月～12月 | |
| (3) | 子ども支援ネットワーク事業(区民会議課題) | 子どもに係る関係機関・団体等とのネットワーク強化を図るため、子ども支援ネットワーク会議のほか、事例検討会、研修会を開催する | 子ども支援室 |
| | | 285千円 | |
| (4) | みやまえスポーツふえすていばる | スポーツを通じた区民同士の交流と健康増進を図るために、各種スポーツ事業を実施するとともに、地域スポーツの活性化を図る | 地域振興課 |
| | | 2,282千円 | |
| (5) | 地域スポーツ促進事業 | スポーツ振興を図り、地域への愛着や関心を高め、地域コミュニティを活性化するために、区内の様々なスポーツ活動の情報を広く発信する | 企画課 |
| | | 94千円 | |
| (6) | シニアライフ支援事業(区民会議課題) | シニアライフ相談窓口の充実を図るほか、地域デビューのきっかけとなる講演会やリーダー向けの講座などを開催する | 企画課 |
| | | 1,796千円 相談窓口 毎週木曜午前開設 | |

4 環境を守り自然と調和したまちづくり

833千円

| | | | |
|-----|----------------------|---|-------|
| (1) | 東名川崎インターチェンジ周辺整備推進事業 | 東名川崎IC周辺の花壇を維持管理する団体を設立するほか、IC周辺の環境や景観に関する学習会やイベントを開催する | 地域振興課 |
| | | 833千円 | |

5 個性と魅力が輝くまちづくり

12,317千円

| | | | |
|-----|-----------------|---|-------|
| (1) | 地域の魅力発信事業 | 区観光協会と連携して区の魅力を発信し、地域の活性化を促進するため、掲示板を設置するほか、観光情報調査員により区内の観光情報を収集する | 地域振興課 |
| | | 227千円 | |
| (2) | 宮前区ガイドブック修正増刷事業 | ガイドブックを一部修正し発行する | 地域振興課 |
| | | 1,313千円 | |
| (3) | 宮前区ガイドマップ修正増刷事業 | ガイドマップを修正し発行する(毎年度増刷・情報更新) | 地域振興課 |
| | | 998千円 | |
| (4) | みやまえロビーコンサート | 区民に親しまれる区役所をめざして、月1回、様々なジャンルの質の高い音楽を提供するコンサートを区役所2階ロビーで行う | 地域振興課 |
| | | 1,668千円 毎月1回開催 | |
| (5) | みやまえふれあいフェスタ | 地域や世代間の交流を図り、地域コミュニティの創造や育成のきっかけとするために、ふれあいを重視した体験型企画及び出店を重視した催しを実施する | 地域振興課 |
| | | 1,630千円 平成20年5月18日開催予定 | |

| | | | |
|-----|----------------------|---|-------|
| (6) | みやまえ太鼓ミーティング | 地域の文化・伝統を再認識し、個性豊かで魅力ある文化の創造をめざして、区内に数多く残る民俗芸能や和太鼓の演奏を行う | 地域振興課 |
| | | 3,108千円 平成20年8月23日開催予定 | |
| (7) | みやまえ新春コンサート | 区内を中心に音楽活動をしている個人や団体の自主的な参加によるコンサートを開催する | 地域振興課 |
| | | 848千円 平成21年1月11日開催予定 | |
| (8) | カップパーク鷺沼地域交流・活性化促進事業 | 地域の豊富な資源などを活用し、保育園児、小中学生、青少年、高齢者など、様々な世代の交流を図り、地域の活性化をめざす | 企画課 |
| | | 1,907千円 平成20年11月開催予定 | |
| (9) | 友好都市交流事業 | 友好都市長野県佐久市との市民間交流やりんごオーナー斡旋などの交流事業を行う | 地域振興課 |
| | | 618千円 | |

6 参加と協働による市民自治のまちづくり

17,089千円

| | | | |
|-----|------------------------------|--|----------------|
| (1) | まちづくり推進事業 | 魅力あるまちづくりを推進するため、中間支援組織をめざしているまちづくり協議会と協働し、地域の市民活動団体への支援等に取り組み | 地域振興課 |
| | | 4,889千円 | |
| (2) | 地域の課題解決に向けた事業提案制度 | 地域の課題を区民の主体的な参加と協働で解決していくために、区民から広く地域課題の解決策の提案を募集したうえで、解決を図る団体を募集し事業実施する | 企画課 |
| | | 2,164千円 | |
| (3) | まちづくり支援事業 | 中間支援組織をめざすまちづくり協議会の効率的かつ効果的な運営と区民のまちづくり活動に対する支援を行う | 地域振興課 |
| | | 3,539千円 | |
| (4) | 市民活動支援拠点ネットワーク事業 | 市民活動の活性化を図るため、子育て支援センターすがお、高齢者施設(建設予定)、向丘出張所に区民活動支援拠点を整備する | 地域振興課 向丘出張所 |
| | | 5,251千円 | |
| (5) | 窓口サービス等向上推進事業(繁忙期における案内人の設置) | 繁忙期の業務処理の迅速化、窓口での待ち時間の短縮化を図るために、窓口案内係を配置する | 区民課 |
| | | 490千円 4月初め～5月中旬、2月中旬～3月末 | |
| (6) | 宮前区役所事業概要発行事業 | 区民に対して区の施策や情報をわかりやすく発信し、情報共有を図るために、区役所の事業や予算の概要をまとめた冊子を発行する | 企画課 |
| | | 756千円 5月発行予定 | |

7 その他

6,327千円

| | | | |
|-----|--------------|---|-----|
| (1) | 宮前区役所BGM配信事業 | 庁舎の雰囲気明るくし、来庁者に親しまれる区役所をめざし、庁舎内にBGMを流す | 総務課 |
| | | 42千円 | |
| (2) | バリアフリー推進事業 | 来庁者が安心して利用できる庁舎整備の一環として、区役所西側通路のタイルをノンスリップ化する | 総務課 |
| | | 1,633千円 | |
| (3) | 緊急対応費 | 緊急的な事業に対応するための経費 | |
| | | 2,491千円 | |
| (4) | 管理運営費 | 協働推進事業の一般管理費 | |
| | | 2,161千円 | |

協働推進事業費総額 55,000千円

平成20年度宮前区・区の課題解決に向けた取組

| | | | |
|---|------------------------------|---|-----|
| 1 | 川崎の北の玄関口周辺の再構築事業 | 東名川崎ICから市内観光地等への誘導サイン計画などを進めるため、各地IC周辺の看板や誘導サインの調査のほか、看板設置の事業手法等を検討する | 企画課 |
| | | 1,600千円 | |
| 2 | 交通の不便な地域の解消・交通環境整備事業 | 野川南台地区における、地域の主体的な運営によるコミュニティ交通の導入に向けた取組に対し、支援を行う | 企画課 |
| | | 2,598千円 | |
| 3 | 鷺沼駅周辺まちづくり調査事業 | 区の地域生活拠点地区としての魅力を高めるため、交通広場などの駅周辺の交通環境の向上に向けた調査・検討を行う | 企画課 |
| | | 1,000千円 | |
| 4 | 商店街と連携した地域コミュニティ促進事業(区民会議課題) | 商店街と連携し、高齢者や子育て、安全・安心などの地域における課題の解決に繋がる講座等を開催する | 企画課 |
| | | 923千円 | |
| 5 | 地域ポータルサイト支援事業 | 行政情報の効果的な発信及び市民交流の促進などを図るため、行政と民間が連携した新しい情報発信・情報交流のモデルとして整備した宮前区地域ポータルサイト「みやまえほーたるう」の運営及び機能等の充実 | 企画課 |
| | | 3,000千円 | |

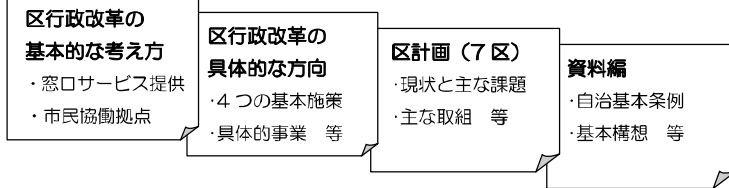
1 区行政改革の実行計画書について（第2期2008～2010年度）

1 区行政改革の基本的な考え方

地域社会が抱える様々な課題を市民との協働により解決していくため、区役所を快適な窓口サービスの提供に加え、地域の課題を自ら発見し解決に取り組む市民協働拠点とする。

「区行政改革の実行計画書」により、区行政改革がめざすべき4つの区役所像を明らかにするとともに、その実現に向けた施策・事業を計画的に推進する。（2008年度～2010年度）

2 区行政改革の実行計画書の構成



3 めざすべき4つの区役所像

1 地域の課題を発見し、迅速・的確な解決を図る区役所
⇒区における地域課題への的確な対応

3 市民に便利で快適なサービスを効率的・効果的かつ総合的に提供する区役所
⇒便利で快適な区役所サービスの効率的・効果的・総合的な提供



2 地域活動や非営利活動を支援する市民協働の拠点としての区役所
⇒区における市民活動支援施策の推進

4 地域住民の総意に基づく自治を実践する区役所
⇒市民参加による区行政の推進

4 区行政改革の具体的な方向

基本施策（1）区における地域課題への的確な対応

①区役所を地域のまちづくり拠点として整備

- 地域のまちづくり拠点としての区役所整備
- 商店街と連携した地域のまちづくり推進

◆区民主体の地域まちづくり活動の支援、道路・公園など身近な都市施設の維持管理や課題に迅速かつ総合的に対応するための機能を整備します。

②区役所を総合的な子ども支援拠点として整備

- 総合的な子ども支援拠点としての区役所整備

◆区役所が主体となり、地域の実情にあわせた総合的な子ども支援事業を推進します。

基本施策（2）区における市民活動支援施策の推進

①区における市民活動支援の推進

- 地域コミュニティ推進事業
- 市民活動支援事業
- 協働型事業の推進

◆町内会・自治会、市民活動団体等が緩やかに連携して、地域の課題を解決する都市型のコミュニティづくりを推進します。
◆区及び地域の市民活動支援拠点を充実します。
◆協働型事業のルールに基づき協働型事業を拡充します。

②区における市民活動拠点の有効活用

- 区における市民活動支援拠点の情報提供

◆既存施設の有効活用と利用情報提供の充実により、市民活動拠点の有効活用を進めます。

基本施策（3）便利で快適な区役所サービスの効率的・効果的・総合的な提供

①利便性の高い快適な窓口サービスの提供

- 区役所サービス向上事業
- 区役所転出入窓口の土曜日等開設事業

◆「区役所サービス向上指針」に基づく窓口サービス向上の取組を推進します。
◆区役所転出入窓口の土曜日開設等を実施します。

②区役所と支所、出張所等の機能分担と効率化

- 区役所窓口サービス機能の再編

◆区役所・支所・出張所等の窓口サービス機能を再編し、効率的で利便性の高いサービスの提供を行います。

③区役所庁舎の計画的・効率的な整備

- 区役所等庁舎整備事業

◆区役所等庁舎の現状を踏まえながら計画的・効率的な整備を推進します。

基本施策（4）市民参加による区行政の推進

①区民会議の運営

- 区民会議運営事業

◆参加と協働による地域社会の課題を解決するための調査審議を行う区民会議を運営します。

②区における総合行政の推進

- 区役所機能の強化
- 協働推進事業

◆地域の視点から総合的に課題解決に取り組む区役所の機能を強化します。
◆地域の特性を活かした区づくりを推進する事業や地域の課題解決を図る事業を実施します。

5 区計画

各区の具体的な取組（区行政改革により充実・強化が図られた区役所機能を活用）

- 区や地域の現状や動向、主な課題
- 区民会議の審議状況と課題解決に向けた取組状況
- 実行計画期間における区役所の主な取組（7つの政策体系に合わせて掲載）
- 区内で実施する区役所及び局等の主な施策・事業の区域図